

契 約 書

この契約書について、次の条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別添の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

1 名 称 個人市民税課税業務に係るデータエントリー委託業務

2 期 間 契 約 締 結 日 から

令和 9 年 3 月 31 日 まで

3 委 託 料 （別表1）委託料金単価表に定める額とする。

※別表単価表の単価は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び
地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含まない額である。

4 支 払 方 法 毎月払（各月業務完了後）

毎月の委託業務結果報告書に基づく実績金額を支払う。

5 契 約 保 証 金 免除（金沢市契約規則第32条第4号）

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 金 沢 市

住 所 金沢市広坂1丁目1番1号

氏 名 金沢市長 村 山 卓

受 注 者

住 所

氏 名

**個人市民税課税業務に係るデータエントリー
委託業務契約条項**

(総則)

第1条 発注者と受注者とは、契約書に記載の委託業務(以下「委託業務」という。)に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

(委託業務の執行)

第2条 発注者は、受注者に委託業務の執行を委託する。

2 受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。

3 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

3 受注者は、発注者の承諾により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費)

第6条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(処理期限)

第7条 受注者は、委託業務の処理を別紙仕様書に定める日までに完了しなければならない。

(委託業務結果報告書)

第8条 受注者は、別表2に掲げる期間ごとに、その結果を記載した報告書(以下「委託業務結果報告書」という。)に請求書を添えて発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

(委託料の支払)

第9条 受注者は、帳票ごとの単価に処理件数を乗じて得た金額(以下「帳票ごとの金額」という。)の合計額を発注者に請求するものとする。ただし、帳票ごとの金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた後の金額とする。

2 発注者は、前条第2項の規定による委託業務結果報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から30日以

内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第11条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

（受注者の催告による解除権）

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等に伴う措置）

第17条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所

へ搬出。以下この条に おいて同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第11条又は第12条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第10条第1項、第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第11条又は第12条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。

(4) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条の規定に違反したとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は違約金として、遅延日数1日につき、委託料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）の1000分の1に相当する額を徴収するものとする。

6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務委託料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を徴収して委託期間を延長すること

ができる。

- 7 第2項の場合（金沢市契約規則第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあっては、第12条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（建物等に対する損害賠償）

- 第20条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

（第三者に対する損害賠償）

- 第21条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

（損害賠償の予約）

- 第22条 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。
- (1) 金沢市契約規則第43条の2第1項第7号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後にい

ても適用するものとする。

（個人情報の保護）

- 第23条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

- 6 受注者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

- 7 受注者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

- 8 受注者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元の契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

- 9 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 10 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

- 11 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 12 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

- 13 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 14 受注者は、この契約による業務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。

また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

16 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は実地等による調査をすることができるものとする。

17 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

18 受注者は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受注者及び受注者の従業員は、この契約による委託業務の遂行のため発注者から提供された情報（個人情報を除く委託業務の処理に関係ある一切の帳票及びDVD－RW等を含む。以下単に「情報」という。）及び発注者の業務内容を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の禁止)

第25条 受注者は、情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第26条 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還、保管等)

第27条 受注者は、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した情報は、業務完了（業務の中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。

2 受注者は、情報の搬送及び保管については、発注者の指示に従わなければならない。

(規定の適用)

第28条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

個人情報 の 取扱い に関する 特記仕様書

第 1 条（個人情報 の 保護 に関する 法令等 の 遵守）

- 1 受注者は、個人情報 の 保護 に関する 法律（平成 15 年 法律第 57 号）及び金沢市（以下「発注者」という。）の定める金沢市個人情報 の 保護 に関する 法律施行 条例（令和 5 年 条例第 2 号）並びに金沢市情報セキュリティに関する規則（平成 15 年規則第 86 号）に基づき、本個人情報 の 取扱い に関する 特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。
- 2 特定個人情報 を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 法律第 27 号）、その他関係法令等を併せて遵守しなければならない。

第 2 条（セキュリティ責任者の選任・体制）

受注者は、個人情報 の 安全管理 について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 条（作業責任者等の届出）

- 1 受注者は、個人情報 の 取扱い に係る作業責任者及び必要最小限の作業従事者を定め、業務従事者名簿（別途指定様式）により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報 の 取扱い に係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 条（教育の実施）

- 1 受注者は、個人情報 の 保護 、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制

を確立しなければならない。

第5条（守秘義務）

- 1 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第6条（再委託）

- 1 受注者は業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

第7条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8条（個人情報の管理）

受注者は本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報情報を管理するための台帳を整備し、個人情報情報の利用者、保管場所その他の個人情報情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の業務に必要な無い私物を持ち込んで、個人情報情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報情報を利用する作業を行うパソコン等の機器に、個人情報情報の漏えいにながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第 9 条（提供された個人情報情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受注者は、本委託業務において利用する個人情報情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

第 10 条（個人情報情報の利用）

受注者は、発注者が保有する個人情報情報を利用する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

第 11 条（受渡し）

受注者は、発注者受注者間の個人情報情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報情報の預り証を提出しなければならない。

第 12 条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、業務に不要となった場合又は本委託業務の終了時に、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

第 13 条（定期報告及び緊急時報告）

- 1 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定め、発注者に書面にて報告しなければならない。

第 14 条（監査及び検査）

- 1 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、特記仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は必要があると認める時には、実地調査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受注者は、本委託業務の履行中及び終了時に別紙 1「遵守確認表（契約後）」の項目の遵守状況を発注者に報告しなければならない。

第 15 条（事故時の対応）

- 1 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる

個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の阻止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 16 条（契約解除）

- 1 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 17 条（損害賠償）

受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し又は怠ったことにより、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別表 1

委託料金単価表

帳 票 名		単 価
		円
給与支払報告書関係	(1) 給与支払報告書総括表 H	
	(2) 給与支払報告書 H	
申告書関係	(3) 確定申告書 B	
	(4) 市民税・県民税申告書 G	
年金関係	(5) 年金支払報告書 J	

別表 2

期 間
1 月 1 日 ～ 1 月 31 日
2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
3 月 1 日 ～ 3 月 31 日